

議案第 1 0 号

川越市立小中学校適正規模・適正配置審
議会条例の一部を改正する条例を定め
ることについて **(非公開)**

(教育総務課)

議案第 1 1 号

1 件 3 , 0 0 0 万円以上の工事計画について

(教 育 総 務 課)

令和8年度 1件3,000万円以上の工事計画について

No.	工 事 名	予 算 額	説 明	担当
1	霞ヶ関南小学校大規模改造（外部）工事	139,533千円	大規模改造工事	教 育 財 務 課
2	南古谷中学校体育館大規模改造（外部）工事	158,208千円	大規模改造工事	
3	福原小学校トイレ改修工事	127,200千円	トイレ改修工事	
4	名細小学校トイレ改修工事	132,200千円	トイレ改修工事	
5	高階小学校トイレ改修工事	91,200千円	トイレ改修工事	
6	高階南小学校トイレ改修工事	127,200千円	トイレ改修工事	
7	高階北小学校トイレ改修工事	91,200千円	トイレ改修工事	
8	牛子小学校トイレ改修工事	52,800千円	トイレ改修工事	
9	寺尾小学校トイレ改修工事	115,200千円	トイレ改修工事	
10	高階中学校トイレ改修工事	103,200千円	トイレ改修工事	
11	東中学校トイレ改修工事	104,500千円	トイレ改修工事	
12	名細小学校エレベーター改修工事※北側（2期目）	52,350千円 （令和7年度、令和8年度 債務負担行為）	エレベーター改修工事	
13	福原中学校エレベーター改修工事（2期目）	52,350千円 （令和7年度、令和8年度 債務負担行為）	エレベーター改修工事	
14	霞ヶ関南小学校受水槽改修工事	40,000千円	受水槽改修工事	
15	城南中学校特別教室空調設備設置工事	102,220千円	空調設備設置工事	
16	芳野中学校特別教室空調設備設置工事	79,400千円	空調設備設置工事	
17	砂中学校特別教室空調設備設置工事	95,600千円	空調設備設置工事	
18	大東西中学校特別教室空調設備設置工事	117,180千円	空調設備設置工事	

令和8年度 1件3,000万円以上の工事計画について

No.	工 事 名	予 算 額	説 明	担当
19	川越市北公民館エレベーター改修工事	41,261千円 (令和8年度、令和9年度 債務負担行為)	エレベーター改修工事	公民館 中央
20	川越市立西図書館照明器具改修工事	33,231千円 (令和7年度、令和8年度 債務負担行為)	LED化改修工事	図書館 中央
21	川越市立中央図書館外部改修工事	210,430千円 (令和7年度、令和8年度 債務負担行為)	外壁改修及び 屋上防水工事等	
22	川越市蔵造り資料館店蔵耐震化工事	327,094千円	耐震化工事	博物館
23	菅間学校給食センター食堂等冷暖房設備 改修工事	60,000千円 (令和8年度、令和9年度 債務負担行為)	空調改修工事	給食課 学校
24	菅間学校給食センター洗浄室等冷暖房設備 改修工事	90,000千円 (令和8年度、令和9年度 債務負担行為)	空調改修工事	
25	川越市立川越高等学校トイレ改修工事 (D棟・体育館棟)	256,000千円	トイレ改修工事	越市立 学校等 川

議案第 1 2 号

川越市立川越高等学校トイレ改修工事
(D棟・体育館棟) について **(非公開)**

(市立川越高等学校)

議案第 1 3 号

川越市立小・中学校学習者用コンピュータの取得について **(非公開)**

(教育指導課)

1. 川越市(公設公営)の学童保育室について

川越市(公設公営)の学童保育室は、「川越市学童保育室条例」に基づき、「本市における小学校に就学している児童のうち、両親又はこれに代わる者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童の健全な育成を図る」ことを目的として設置しています。

＜根拠法令＞

- ・児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」に該当
- ・子ども・子育て支援法第59条に基づき、市町村が計画を定めて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け

＜公設公営の学童保育室の実施状況＞

設 置 数	全32箇所・85支援単位(令和8年4月) 市内全ての市立小学校の敷地内に設置(校内余裕教室・プレハブ等)
対象児童	本市における小学校に就学している児童(小学1年生から6年生)
入室要件	保護者が放課後及び学校休業日に週3日以上かつ、学校授業日の午後2時以降常時留守の世帯
保 育 料	児童1人あたり8,000円/月額(生活保護・非課税世帯等の減免あり) ※保育料のほか、おやつ代等約3,000円/月額(各学童の保護者会で徴収)
開室時間	小学校の授業の休業日以外(平時): <u>授業終了後(午後1時)から午後6時30分まで</u> 授業休業日(夏季等及び土曜): <u>午前7時30分から午後6時30分まで</u>

2. 学童保育室の現状について

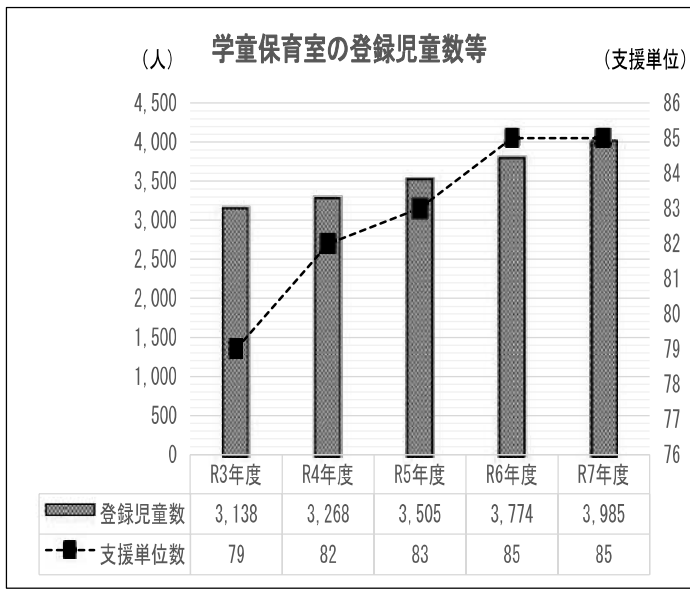
(1) 登録児童数と支援単位数

登録児童数は、共働き世帯の増加等により年々増加し、県内では待機児童も発生している状況です。
なお、本市では登録児童数の増加と併せて、各小学校と連携し、保育スペースの確保及び職員の増員を行いながら、待機児童を発生させずに対応しています。

＜県内の登録児童数等の状況：R5～R7＞



＜本市の登録児童数等の状況：R3～R7＞



- 県内では、令和5年度から令和7年度の3か年で、登録児童数が6,667人増、支援単位数が151支援単位増、令和7年度の待機児童数は1,681人となっています(全国で2番目に多い状況)。
- 本市では、令和3年度から令和7年度の5か年で、登録児童数が847人増、支援単位数が6支援単位増となっており、待機児童は出さずに受け入れを行っています。

(2) 配置職員の状況

職員は、支援単位ごとに、開室時間中常時2人以上(うち1人は放課後児童支援員資格保有者)の配置が必要であり、登録児童数と支援単位数の増加に伴い、配置職員数も年々増加しています。

また、令和2年度以降は、現場に責任者を配置し安定的な運営を確保していく等の理由から、各学童保育室に正規職員の配置を進め、令和8年度には全学童保育室への正規職員の配置が完了しています。

＜配置職員の状況＞

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
正規職員		18人	20人	24人	27人	32人
臨時的任用職員		14人	12人	8人	5人	-
任期付職員		-	1人	1人	-	1人
会計年度職員	フルタイム	75人	79人	80人	85人	85人
	パートタイム	76人	71人	72人	79人	87人
	勤務先変動型パート※	49人	51人	63人	73人	86人
合 計		232人	234人(+2人)	248人(+14人)	269人(+21人)	291人(+22人)

※学童保育室の職員が土曜勤務の振替や休暇等により不在となる場合に備えて、各学童に配属される職員

3. 学童保育室における課題

(1) 小1の壁

子どもの小学校入学を機に、保育所等と比べて預かり時間が短くなる等の理由で、保護者の就労継続が困難になる小1の壁が問題となっています。

本市でも、市立保育園と学童保育室の保育時間に差が生じており、学童保育室の時間延長について、一定のニーズがあることを把握しています。

(2) 運営経費の増大

学童保育室の運営経費には配置職員の「人件費」及び、各学童の消耗品や修繕料、維持管理委託費などの「事業費」が含まれますが、配置職員の増加等により、特に人件費が増大しています(人件費が全体経費の9割以上)。

今後も登録児童数の増加に伴い、運営経費の増加が見込まれます。

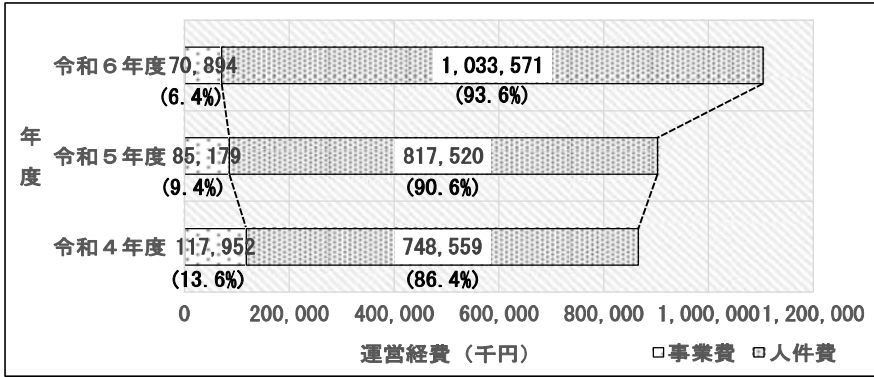
＜本市市立保育園と学童保育室の保育時間＞

	市立保育所	学童保育室
平 日	午前7時～午後7時	授業終了後～午後6時30分
土 曜 等	午前7時～午後6時30分	午前7時30分～午後6時30分

＜学童保育室のお迎えに関するアンケート(令和7年11月)＞

延長利用希望	回答数(割合)	延長した場合の利用希望時間	回答数(割合)
利用したい	753件(39%)	午後7時まで	482件(64%)
		午後7時30分まで	188件(25%)
利用する予定は無い	1,194件(61%)	午後8時まで	80件(11%)
		その他	3件(0.4%)

＜学童保育室の運営経費の推移＞



- 小1の壁対策として、保護者ニーズ等を踏まえ、学童保育室における「時間延長の検討」を進め、保護者の就労等と子育ての両立支援を図っていく必要があります。
- 運営経費が増大している現状や、今後の登録児童数の増加も踏まえながら、「公設公営の学童保育事業の継続性の確保」等について検討を進めていく必要があります。

報告事項（２）

川越市中央公民館分室の今後の方向性
について

（中央公民館）

中央公民館分室の今後の方向性について

(令和8年5月 教育委員会)

1 物件概要

(1) 土地

所 在：川越市六軒町2丁目15番地1

地 目：宅地

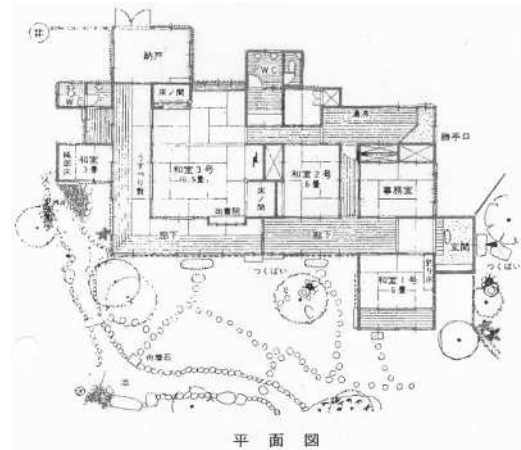
地 積：1076.85 m²

(2) 建物

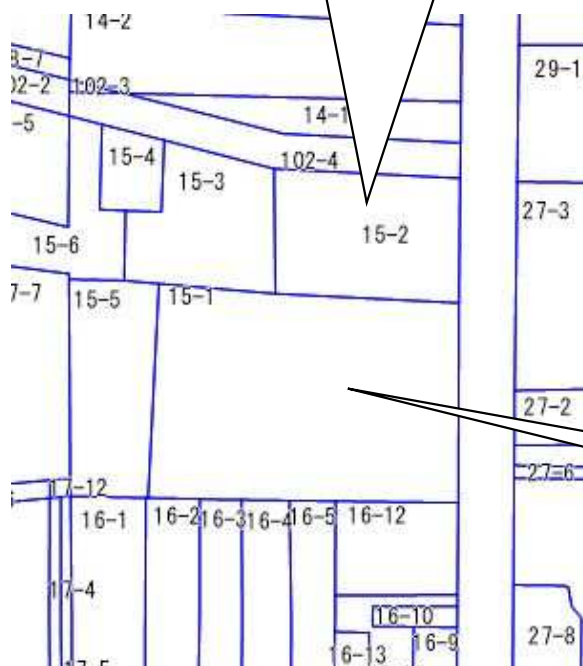
種 類：居宅

構 造：木造瓦葺平家建

床面積：169.53 m²



勤労会館解体後の跡地（395.01 m²）
→民間駐車場に土地貸し



分室の敷地

2 建物の歴史とこれまでの経緯

昭和3年	小泉八雲の長男・一雄氏が譲り受け、現在のさいたま市に移築
昭和14年	川越の呉服商「山吉」の渡辺吉右衛門氏によって買い取られ、現在の地に移築
昭和58年	川越市が買取る（経緯や買収金額は不明） 中央公民館分室として利用開始
平成30年	建物老朽化が深刻 簡易耐震診断「大震災の際には倒壊の可能性が高い」
平成31年4月	中央公民館分室の利用停止
令和元年	シロアリ診断実施「修復には相当の費用と時間を要する」 無料耐震診断「大震災の際には倒壊の可能性が高い」 伝統耐震診断実施「コストはかかるが再生は可能」 →防蟻処理と耐震改修には相当な費用がかかることが判明
令和3年	隣接する旧勤労会館跡地が更地（現在は駐車場）
令和5年	教育委員会の関係課長会議を開催。 →教育財産としては活用しないと結論。
令和6年	市長部局へ利活用の希望調査を実施。→希望なし。 市長部局の関係課長会議を開催。→意見、利活用の希望なし。

3 今後の方向性について

令和8年4月には、庁内部長会議で協議したところであるが、そこでも教育財産としての利用ではなく、普通財産にすることに異論はなかった。普通財産にすることで、民間の資金やアイデアを活用した利活用も可能となるため、今後の検討の選択肢が広がることになる。今後、政策部門を交えた関係課会議を開催するとともに、再度建物再生にかかる費用等の調査の検討を行う。また、中央公民館分室を公民館として廃止するために川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の改正を行う。

協議事項(1)

川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（案）について

（学校管理課）

川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針
(素案)

令和8年(2026年)7月
川越市教育委員会

目 次

I	策定の趣旨.....	1
II	本方針の位置付け.....	2
III	基本方針	3
1	適正規模について	3
2	適正配置について	4
3	適正規模・適正配置に向けた手法	5
4	適正規模・適正配置の実現に向けて	7
IV	適正化検討の基準と配慮事項.....	9
1	適正化を検討する際の基準	9
2	配慮すべき事項等	9
V	資料編	11
1	小中学校をとりまく状況	11
2	児童生徒数の状況	20

I 策定の趣旨

本市における市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和 56（1981）年の 31,612 人、中学校では昭和 61（1986）年の 16,879 人をピークに、その後は減少傾向が続いています。令和 7（2025）年の時点では、ピーク時と比較して小学校で約 52%、中学校で約 51%にまで減少しており、今後も児童生徒数は減少していく見込みです。

児童生徒数の減少により、学校が小規模化すれば、子どもたちの多様な学びの機会が減り、お互いに切磋琢磨する集団教育のメリットを享受することが難しくなるだけでなく、行事の運営や教員配置の制約による教育活動への支障など、学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

本市では、「第四次川越市教育振興基本計画」において「より快適で、質の高い学びを支える教育環境の整備・充実」を掲げ、小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めており、こうした中で、令和 6 年 7 月には、教育委員会として市立小中学校の適正規模及び適正配置を進めていくための方向性と言える基本的な考え方となる「川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定するため、学識経験者や地域の代表者などによる川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会に諮問を行いました。同審議会では、2 年間にわたり計 7 回の慎重な審議が重ねられ、地区ごとの地理的条件や文化的背景、地域コミュニティにおける学校の役割等を丁寧に検証しながら、望ましい学校のあり方について検討が行われ、令和 7（2025）年 12 月に答申書が提出されました。

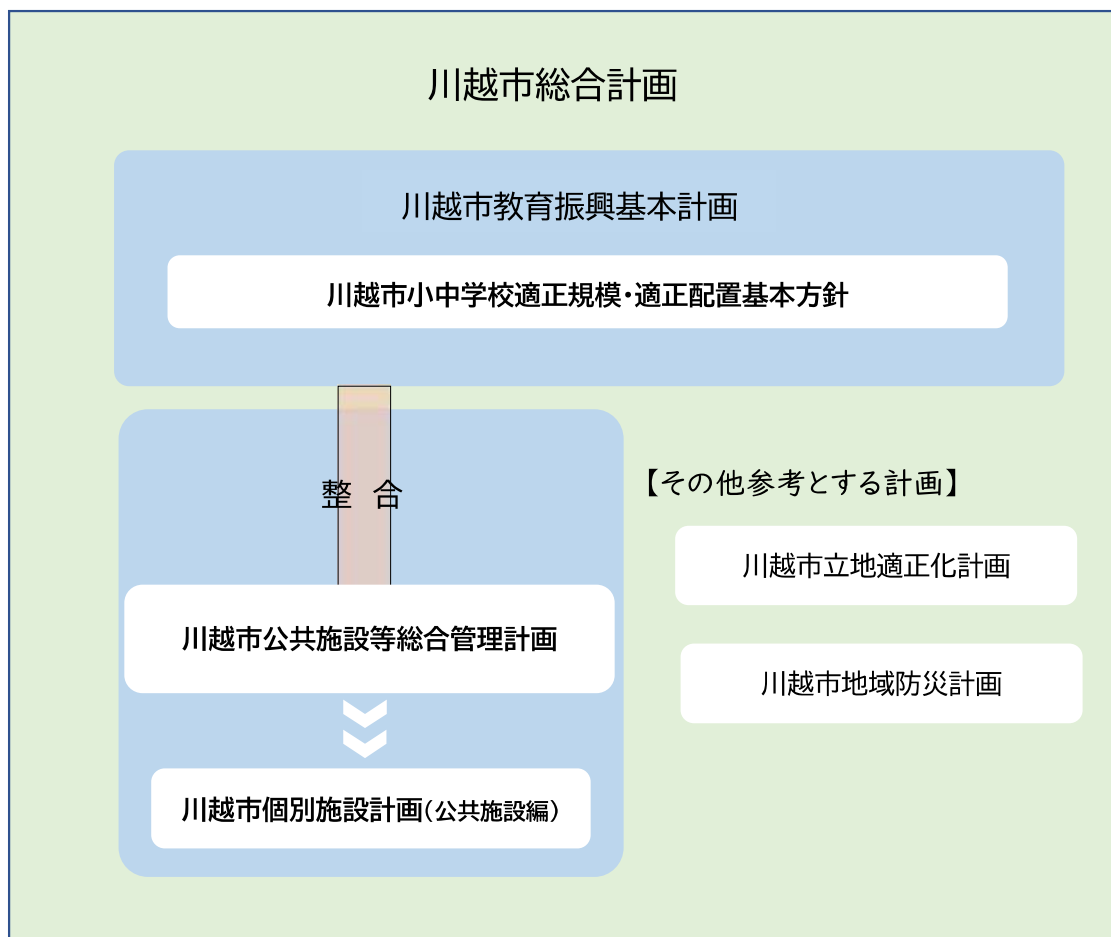
基本方針は、答申書に示された適正規模・適正配置を進めるにあたっての基本的な考え方を最大限に尊重し、具体的な施策へとつなげるための方針として策定したものです。

市立小中学校の適正規模及び適正配置の目的は、子どもたちが安全で安心して学べる環境を保障し、学校教育の質の向上を図ることにあります。次代を担う子どもたちが、変化の激しい時代を力強く生き抜くための資質・能力を育めるよう、基本方針に基づき持続可能で活力ある最適な教育環境の構築に取り組んでいきます。

Ⅱ 本方針の位置付け

- 基本方針は、本市の市立小中学校の現状や課題等を踏まえ、市立小中学校の規模及び配置の適正化を図るため、その方向性となる基本的な考え方を示しています。
- また、本市の最上位計画である「川越市総合計画」や、教育振興のための施策を推進するための計画である「川越市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「川越市公共施設等総合管理計画」などの関連する計画との整合を図りながら策定しています。

【基本方針と関連計画との関係性】



Ⅲ 基本方針

本市は、大正 11（1922）年に川越町と仙波村が合併し、県内で初めて市制を施行し誕生しました。その後、昭和 14 年（1939）年に田面沢村と、昭和 30（1955）年には旧川越市（川越町、仙波村、田面沢村）が近隣の 9 村と合併し、現在の市域となった経緯があります。このような歴史的な背景や地域のまとまりを踏まえ、現在では市役所本庁及び市民センター所管によって 12 地区に区分され、他施策においても活用しながら市民生活に溶け込んでいます。

学校においても、同様に各地区に設置されていますが、点在する市立小中学校の児童生徒数は今後も減少していく見込みであり、現状の学校教育体制の維持が困難となることが予想されます。その結果、子どもたちの多様な学びの機会が減少し、お互いに切磋琢磨する集団教育のメリットを享受することが難しくなるだけでなく、行事の運営や教員配置の制約による教育活動への支障など、学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

そこで、より良い教育環境の確保における望ましい学級数など、学校規模の目安を示した適正規模と、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指す適正配置を進めていくこととしました。

一方、学校はコミュニティ・スクールの展開により、地域との結びつきを一層強化しています。加えて、各地区において地域住民の学習・文化・スポーツなどの活動の場となり、地震等の非常災害時には、地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもあります。このように、学校が地域コミュニティの核としての性格を持っていることから、地域の実情は看過できません。

このことから、地域毎の事情を汲み取ったうえで適正規模・適正配置を推進していくことが重要です。

1 適正規模について

学校は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場であります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいものと考えます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

学校規模については、「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令第 11 号）」

(以下「施行規則」という。)第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」(同省令第79条によって中学校に準用)と規定されています。

本市においては、これまでも適正規模の範囲を示しておりましたが、今回の基本方針策定にあたり、改めて各小中学校の現状や児童生徒数の将来推計などを踏まえ、適正規模の範囲を以下のとおり見直しました。

小学校については、適正規模を12学級以上24学級以下とする。
中学校については、適正規模を12学級以上18学級以下とする。

- 平成27(2015)年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「適正規模・適正配置等に関する手引」という。)に示されている望ましい学級数を踏まえ、適正規模の範囲を下表のとおりとします。

学校種	分類	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
小学校		1～5	6～11	12～24	25～30	31以上
中学校				12～18	19～24	25以上

2 適正配置について

適正配置とは、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指すものです。児童生徒の負担や安全面に配慮し、地域の実態を踏まえて適正な学校配置とするため、配置の単位については原則以下の考えによるものとします。

適正配置は、原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域(地区)を1つの単位とする。

(1) 適正配置の対象範囲

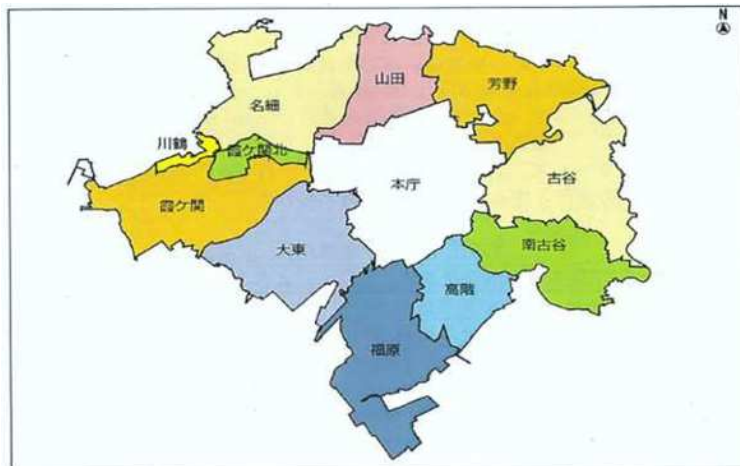
昭和30(1955)年当時の旧川越市と近隣9村による合併によって現在の市域が形成された経緯、これをうけた市民センター管内を1つの地区としてきた

文化的な背景や地理的条件、地域コミュニティの活動との関わりを踏まえると、適正配置の検討にあたっては、その対象範囲を原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域（地区）を1つの単位として進めていくことが妥当であると考えます。現在の市域が形成された経緯と、各地域のコミュニティの維持などを踏まえて、市立小中学校の適正配置を検討します。

(2) 通学区域

- 学校の配置については、適正規模・適正配置等に関する手引の中で、児童生徒の通学距離の基準として、「小学校で4 km以内、中学校で6 km以内」と示されており、現状、本市の市立小中学校の通学区域は、これらの基準距離内で設定しています（教育事務を他市に委託している一部の通学区域を除く）。
- 地区を越えて他の地区の学校に通学することで、現状の市立小中学校の通学距離を大幅に超える距離が発生する可能性が高く、自治会や子ども会といった他施策との調整も必要となるなど、慎重な検討が求められます。そのため、当面の間、現状の地区の範囲内で学校の適正配置の在り方の検討を行います。

【川越市内 12 地区配置図】



3 適正規模・適正配置に向けた手法

適正規模・適正配置の検討は、児童生徒数の減少や学校の小規模化が進み、児童生徒に対する教育上の影響や学校運営上の課題が懸念されることに加え、学校の存在が地域コミュニティに及ぼす影響についても配慮した対応が求め

られます。よって、適正規模及び適正配置については、原則以下の考え双方を満たすよう地域の実情に配慮の上進めることとします。

- 適正規模の考え方により、一定の集団規模を確保することで多様な考え方に触れ、協力し合って学ぶ機会を提供し、児童・生徒の資質や能力を伸ばせる環境の確保を図ります。
- 適正配置の対象範囲を設定することにより、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指します。

これら視点を踏まえ、学校の規模と配置の教育環境改善におけるバランスを考慮し、次に掲げる基本的な手法を検討します。

【同校種の統合】

小学校または中学校の同種校の統合より、一定の集団規模を確保することで、児童生徒が多様な考えに触れ、社会性やコミュニケーション能力の向上が期待されます。また、学校行事などが充実し、効果的な教育が可能となります。さらに、教職員数が増加することで、専門性や経験年数のバランスが取れた教職員集団が形成され、多様な教育活動の充実が図れます。

同校種間の統合を基本としますが、適正配置の考え方を踏まえ、地域の実情に応じて、同校種における統合による効果を一定程度補完する効果が期待される異校種の一体化の手法も採用します。

【異校種の一体化】（小中一体化）

小学校と中学校の一体化により、小・中の段階を一体的に捉え、一定の児童生徒数を確保することで、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大が可能になります。これにより、小規模化で課題となる社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保が期待されます。また、一定規模の教員集団を形成して相互乗り入れ授業を導入するなど、物的・人的に効果的な運営体制を整え、児童生徒の小中9年間を見通した系統的で継続的な一貫教育により教育環境の改善を図ることが考えられます。

- 小中一貫教育については、義務教育期間9年間をより一体化し、連携することにより、社会の変化に対応できる資質・能力を育むことや、学びへの意欲の向上、学校生活の安心感の醸成など多くの効果が期待できることから、今後、本市では、これをより強く展開することとしています。

「小中一体化」は、こうした考え方における施設一体型と位置づけられ、本市教育の方向性との整合がとれているものです。

4 適正規模・適正配置の実現に向けて

市立小中学校の規模及び配置の適正化を進めるに当たっては、それぞれの地域の特性や考え方があるため、地域の実態を踏まえて統合等について検討する必要があります。どのような手法を選択するかについては、地域の実情を踏まえ、考え方を次のように整理します。

(1) 本庁地区及び市民センター管内（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）

地理的な条件等を踏まえて、同校種の統合を基本とするが、小中一体化の可能性も検討し、最適な方法を選択していく。

- 本庁地区及び市民センター管内6地区では、複数の小中学校が地区内に配置されている現状にあります。
- 同校種の統合等を検討するにあたっては、通学距離や交通環境、歴史や文化的背景等、各所に十分な配慮を行うべき事象が存在します。具体的には、通学距離が長くなることに伴う、交通事故や防犯、昨今の猛暑など、子どもたちの通学時における安全性の観点や、過去の分離新設に至る経緯、伝統的な祭りなどの文化的な背景などが挙げられます。

(2) 市民センター管内（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）

1 小 1 中の関係にある地区の学校は、他地区の同校種との統合は行わず、地区内で小中一体化を行う。

- それぞれが地区内唯一の小学校または中学校である 5 地区では、一つの生活圏が形成されています。また、学校が地域コミュニティの拠点としての役割や機能を担っていることから、小規模化による統合等を検討する際には、基本的に地区を跨いだ他地区の同校種との統合を行わないこととして検討します。

IV 適正化検討の基準と配慮事項

1 適正化を検討する際の基準

少子化の現状を考慮すると、適正化の検討は速やかに進めなければなりません。一方で、学校の統合及び適正化については、地域の理解を得つつ、慎重に進めなければなりません。こうした中、重点的に検討を進める基準は以下のとおりとします。

【適正化検討を優先して行う学校】

- 直近で全学年単学級が見込まれる学校
- 適正規模の範囲外となる学校
- 施設の老朽化が著しい学校

老朽化への対応は、児童・生徒の安全・安心な教育環境整備の視点から重要です。併せて、「川越市公共施設等総合管理計画」があり、適正規模・適正配置の考え方は、公共施設の多くを占める学校施設の在り方にも影響があります。

2 配慮すべき事項等

(1) 子どものより良い教育環境の実現に向けて

小中学校の適正規模及び適正配置の目的は、子どもたちが安全で安心して学べる環境を保障し、学校教育の質の向上を図ることにあります。そのため、在校生やその保護者はもとより、就学前の子どもの保護者など、広く意見を聴取しながら進めていきます。

(2) 学校と地域コミュニティとの連携について

小中学校の統合等を検討する際には、通学距離や交通環境などの地理的条件に加え、文化的背景などの地域事情を考慮し、対象校の地域コミュニティなど、関係者への丁寧な説明を行いながら進めていきます。

(3) 通学区域の見直しについて

- ・ 地区内1小1中については、児童生徒数が将来的に著しく減少する可能性も想定されることから、教育上の配慮から将来的には区域を越えた通学区域の再編も視野に検討を行っていく必要性があります。
- ・ 隣接する地区境界の周辺に同校種の学校がそれぞれ配置されている場合な

ど、地区内で統合等を進めるよりも、効果的かつ効率的に課題を解決できる可能性もあるため、通学区域の再編も視野に入れた検討を進めます。

(4) 基本方針等の見直しについて

本基本方針については、国の施策転換や、社会情勢の変化等の状況を鑑み、内容の見直しを行う場合もあります。

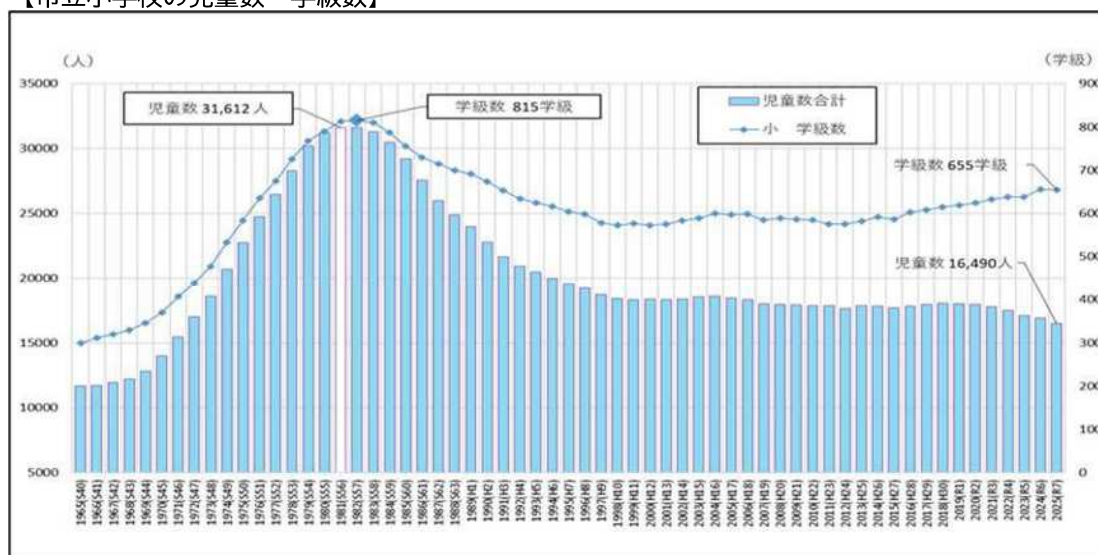
V 資料編

1 小中学校をとりまく状況

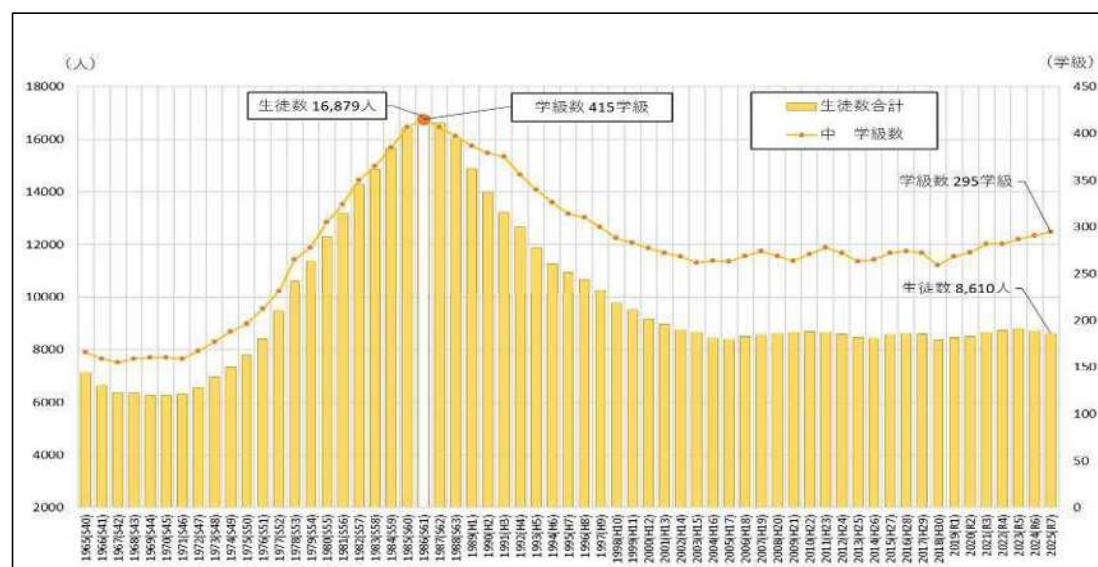
(1) 児童生徒の推移

川越市の市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和56（1981）年の31,612人、中学校では昭和61（1986）年の16,879人をピークに、その後減少傾向が続いています。令和7（2025）年5月1日現在、小学校児童数は16,490人で、ピーク時の52.2%、中学校生徒数は8,610人でピーク時の51.0%となっています。

【市立小学校の児童数・学級数】



【市立中学校の児童数・学級数】

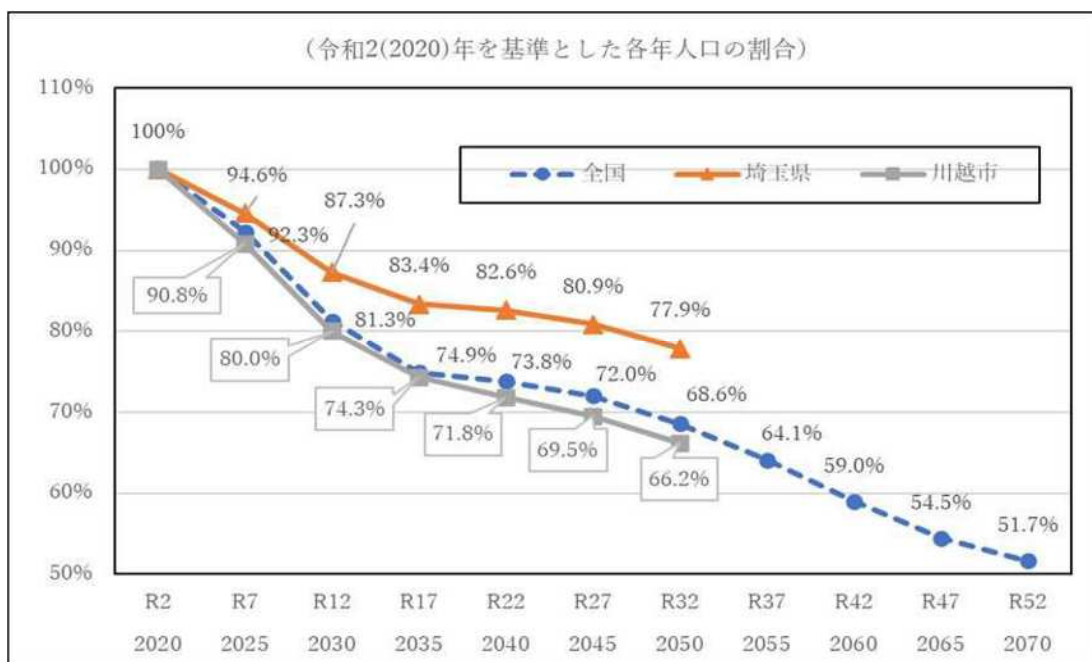


出典：図表1及び図表2とも、児童数、生徒数及び学級数は、各年度5月1日時点の「学校基本調査」に基づく数値（特別支援学級を含む）。

①国・県・市の将来人口推計

令和2(2020)年国勢調査の確定数を出発点とする全国将来人口推計によると、全国の5歳から14歳の人口は今後50年間で、51.7%に減少する予測です。埼玉県は、全国よりも緩やかな減少が見込まれており、今後30年間で、77.9%に減少すると予測されています。

【5歳から14歳の将来人口推計】

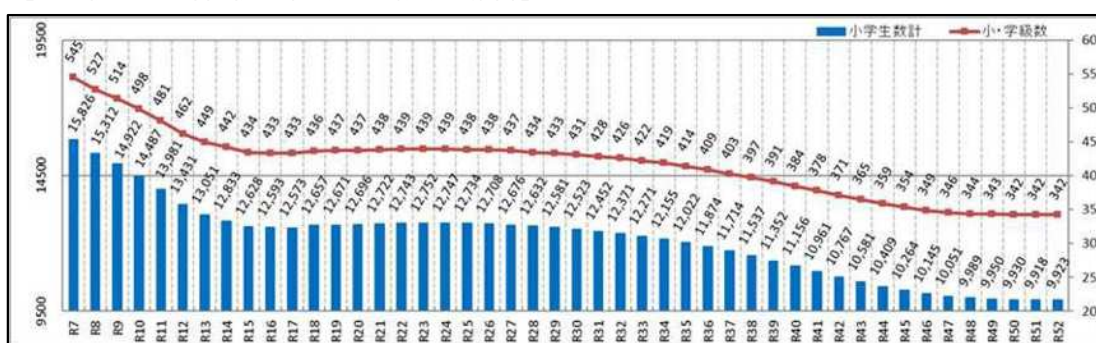


出典: 全国は、「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)国立社会保障・人口問題研究所」における「1-9A男女年齢5歳階級別人口」から算出。埼玉県及び川越市は、「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール(令和5(2023)年8月統計課)」における「分析1」シートにより算出。

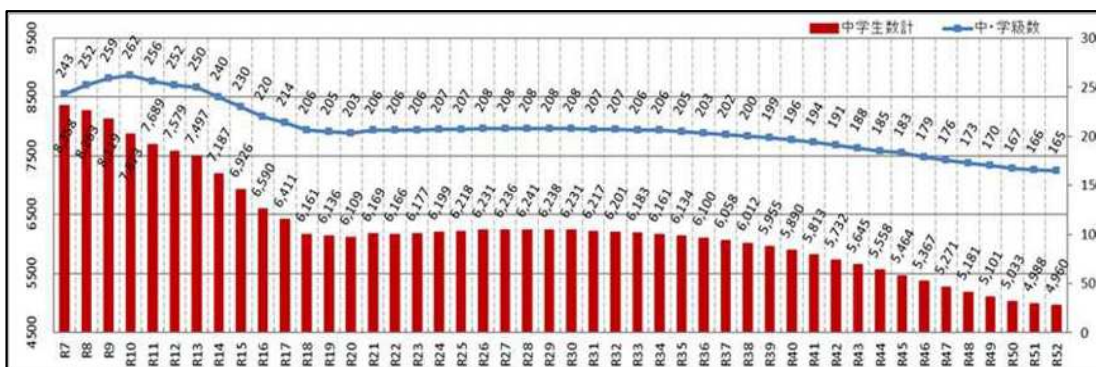
②児童生徒数の推計

今後の見通しとしては、「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」による令和7年（2025）の推計人口と、同年度の「学校基本調査」による市立小中学校の就学者数との比率に基づいて、将来の就学者数を推定しました。その結果、令和52（2070）年の就学者数は、小学校では9,923人（令和7（2025）年より、5,903人、37.3%の減）、中学校では4,960人（令和7（2025）年より、3,397人、40.6%の減）となっています。

【小学校 就学者（児童）数・学級数の推計】



【中学校 就学者（生徒）数・学級数の推計】



出典：令和7（2025）年は同年5月1日時点の実績値（特別支援学級を含まない）。

令和8（2026）年以降の就学者数の推計は、「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」の令和7（2025）年の推計人口の学齢者数と、令和7（2025）年度の「学校基本調査」による通常の学級に在籍する児童又は生徒数との比率を算出し、令和8年以降の推計人口の学齢者数に当該比率を乗じて算出した数値。

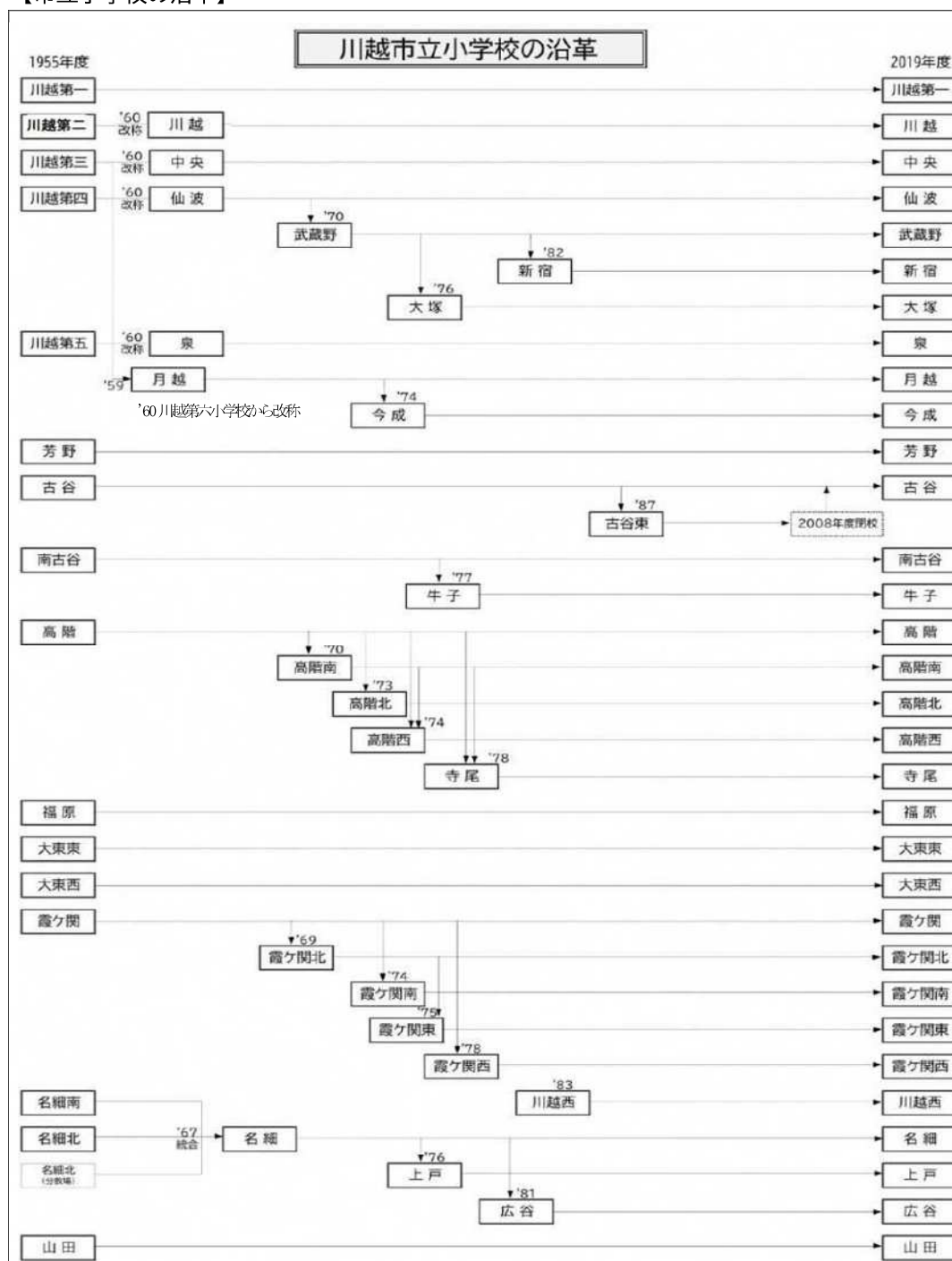
学級数の推計は、令和7（2025）年度の「学校基本調査」による児童数又は生徒数を学級編制の標準で除して得た学級数（小数点以下繰上げ）と実際に「学校基本調査」による通常の学級の学級数との比率を算出し、令和8（2026）年以降の「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」から前段により推計した学齢者数を学級編制の標準で除して得た数値に、当該比率を乗じて算出した数値。

(2) 小中学校の沿革

① 小学校

昭和30（1955）年度には16校でしたが、昭和62（1987）年度には33校となりました。平成20（2008）年度に1校が閉校し、現在32校となっています。

【市立小学校の沿革】



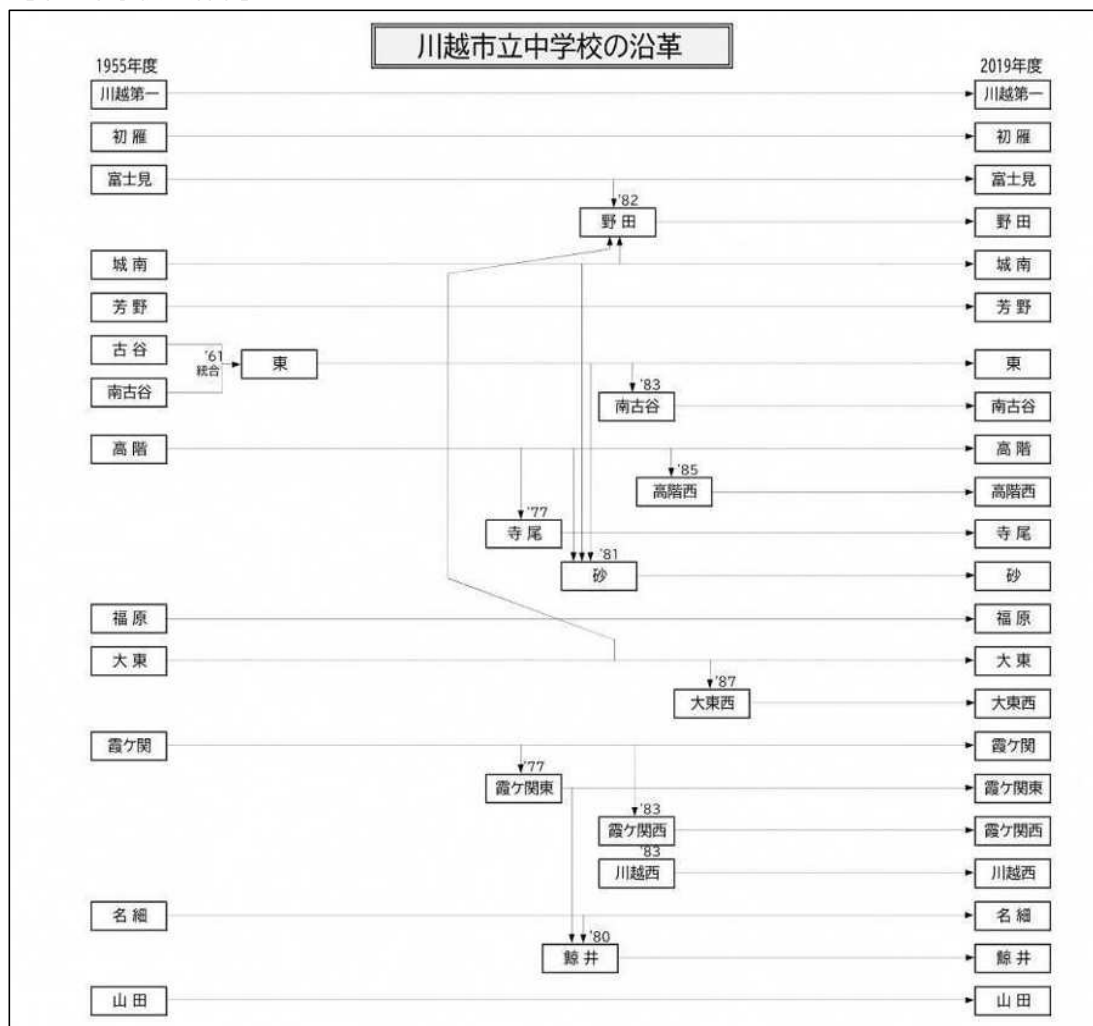
出典：「川越市教育委員会50年のあゆみ」並びに川越小及び月越小の「学校沿革誌」を基に学校管理課で作成。

② 中学校

昭和30（1955）年度には13校でしたが、昭和62（1987）年度には22校となり、現在に至ります。

また、現在の市域となった昭和30（1955）年当時は、合併前の9村の村ごとに1校の中学校が置かれていました。

【市立中学校の沿革】

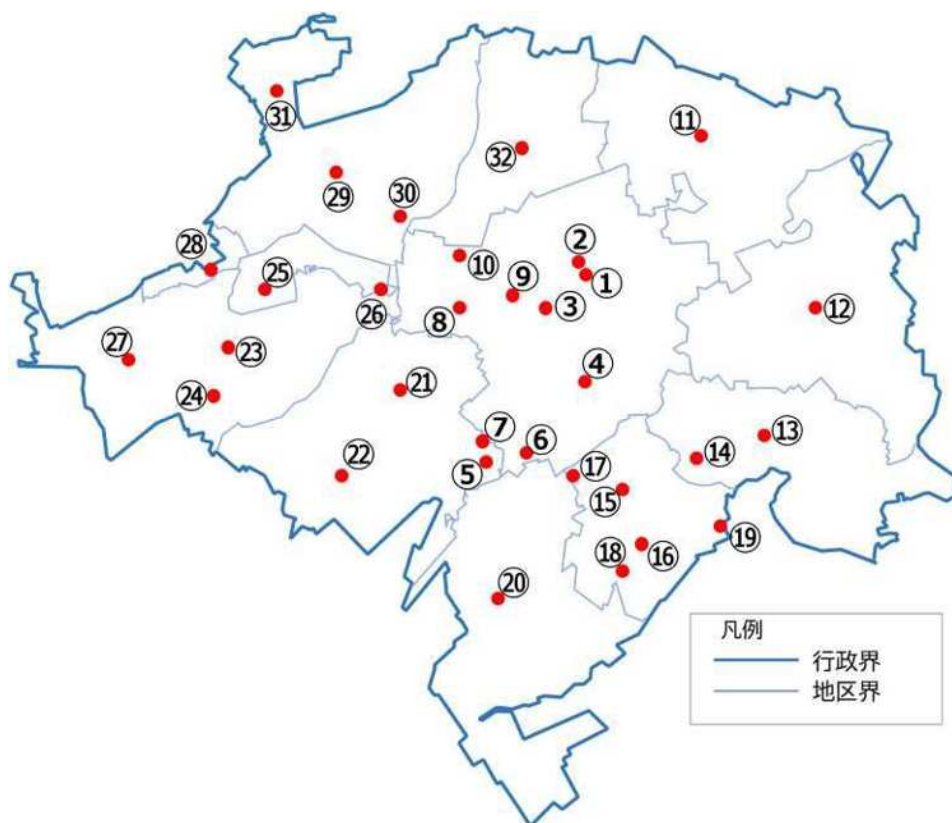


出典：「川越市教育委員会50年のあゆみ」

参考：第2次ベビーブーム（昭和46～49年、1971～1974年）に生まれた子供は、小学校に昭和53～61（1978～1986）年、中学校に昭和59～平成1（1984～1989）年に在籍。

(3) 小中学校の配置

【市立小学校配置図】

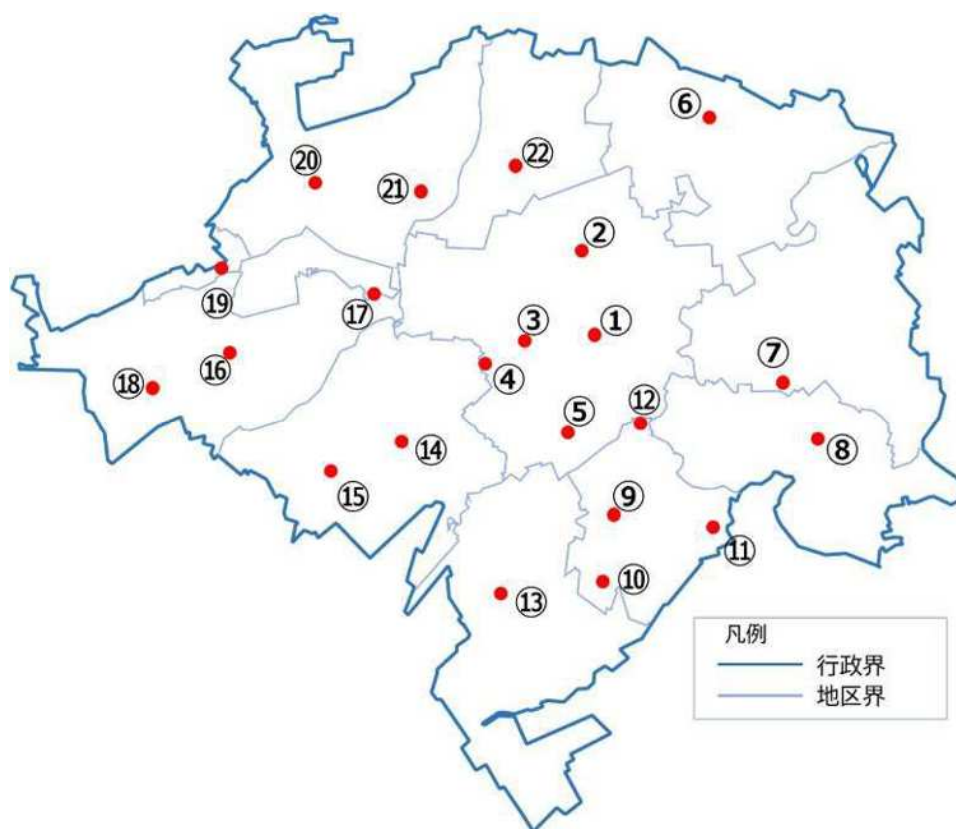


【市立小学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一小	本庁	12	古谷小	古谷	23	霞ヶ関小	霞ヶ関
2	川越小		13	南古谷小	南古谷	24	霞ヶ関南小	
3	中央小		14	牛子小		25	霞ヶ関北小	霞ヶ関北
4	仙波小		15	高階小	高階	26	霞ヶ関東小	
5	武蔵野小	大東	16	高階南小		27	霞ヶ関西小	霞ヶ関
6	新宿小	本庁	17	高階北小		28	川越西小	川鶴
7	大塚小※		18	高階西小		29	名細小	名細
8	泉小		19	寺尾小		30	上戸小	
9	月越小		20	福原小	福原	31	広谷小	山田
10	今成小	芳野	21	大東東小	大東	32	山田小	
11	芳野小		22	大東西小				

※「大塚小」は、所在は大東地区ですが、通学区域の面積と児童数からみると、本庁地区の割合が高いことから、本庁地区に属する学校として整理しています。

【市立中学校配置図】



【市立中学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一中	本庁	9	高階中	高階	16	霞ヶ関中	霞ヶ関
2	初雁中		10	高階西中		17	霞ヶ関東中	霞ヶ関北
3	富士見中		11	寺尾中		18	霞ヶ関西中	霞ヶ関
4	野田中		12	砂中		19	川越西中	川鶴
5	城南中		13	福原中	福原	20	名細中	名細
6	芳野中	芳野	14	大東中	大東	21	鯨井中	
7	東中	古谷	15	大東西中		22	山田中	山田
8	南古谷中	南古谷						

【地区別の小中学校の配置状況】

地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	
本庁	川越第一小	9	川越第一中	5	福原	福原小	1	福原中	1	
	川越小		初雁中		大東	武蔵野小	3	大東中	2	
	仙波小		富士見中			大東東小		大東西中		
	大塚小		野田中			大東西小				
	今成小		城南中		霞ヶ関	霞ヶ関小	3	霞ヶ関中	2	
	中央小					霞ヶ関南小		霞ヶ関西中		
	新宿小					霞ヶ関西小				
	泉小				霞ヶ関北	霞ヶ関北小	2	霞ヶ関東中	1	
	月越小					霞ヶ関東小				
芳野	芳野小	1	芳野中	1	川鶴	川越西小	1	川越西中	1	
古谷	古谷小	1	東中	1	名細	名細小	3	名細中	2	
南古谷	南古谷小	2	南古谷中	1		広谷小		鯨井中		
	牛子小					上戸小				
高階	高階小	5	高階中	4	山田	山田小	1	山田中	1	
	高階南小		砂中							
	高階北小		高階西中							
	高階西小		寺尾中							
	寺尾小									

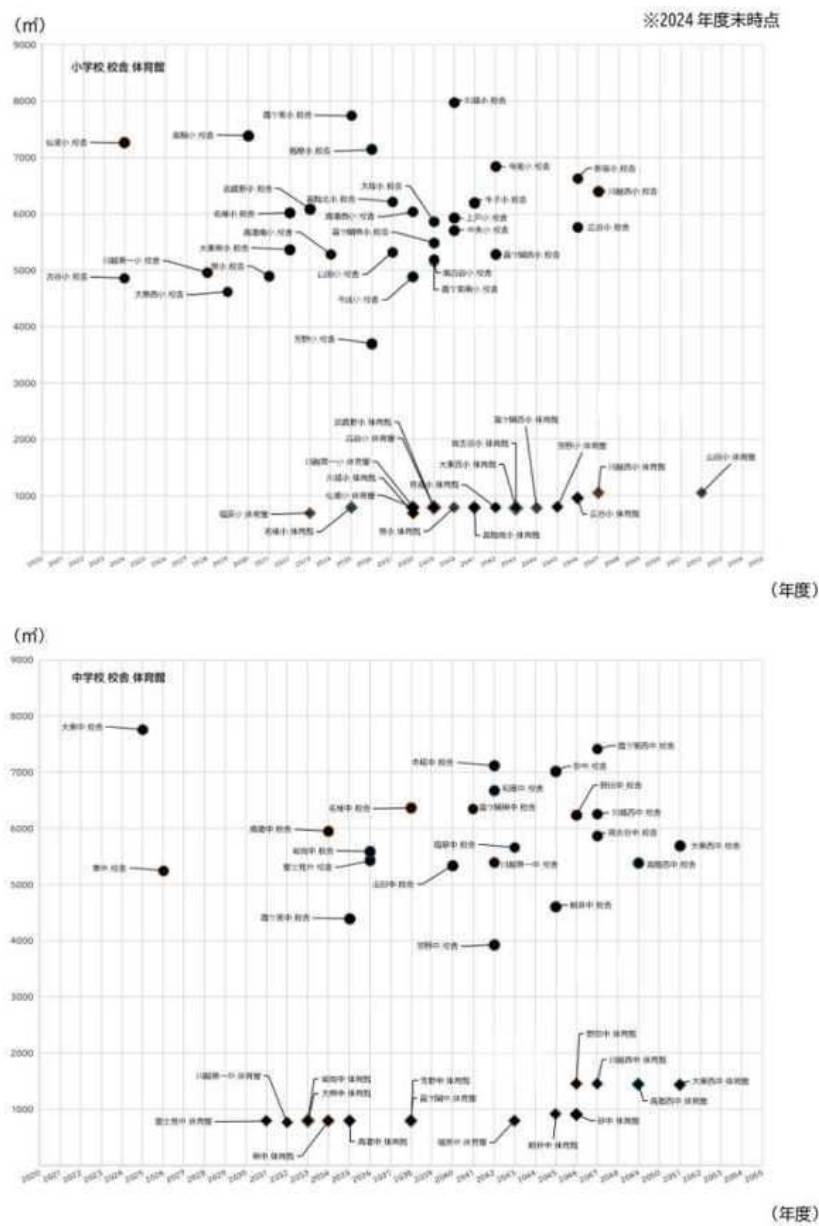
(4) 校舎等の更新時期等

① 目標使用年数

【施設の目標使用年数】

建築年度	目標使用年数	耐震基準
昭和 56 年度まで	65 年	旧耐震基準
昭和 57 年度から	65 年超	新耐震基準

【令和 37 年までに建築後 65 年が到来する小中学校施設】



出典:川越市個別施設計画(公共施設編)令和8(2026)年3月を基に学校管理課で作成。

2 児童生徒数の状況

(1) 小中学校の現況（令和7年度）

令和7（2025）年5月1日時点で、各小学校の通常学級に通う児童数の最大は南古谷小学校の891人で、学級数は29学級です。最小は霞ヶ関南小学校の192人で、学級数は7学級となっています。

【令和7（2025）年5月1日時点の児童数・学級数の現況】

学校名	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	4年生 (人)	5年生 (人)	6年生 (人)	児童数 (人)	学級数 (学級)
川越第一小学校	77	101	110	105	109	108	610	21
川越小学校	77	83	101	77	101	91	530	18
中央小学校	83	72	80	81	73	83	472	18
仙波小学校	101	114	118	131	128	121	713	23
新宿小学校	100	79	96	97	96	120	588	19
大塚小学校	77	79	68	76	66	77	443	16
泉小学校	95	73	75	94	90	82	509	18
月越小学校	58	44	58	54	39	60	313	12
今成小学校	60	52	72	57	62	54	357	13
芳野小学校	32	35	40	45	52	58	262	10
古谷小学校	50	67	69	70	68	62	386	13
南古谷小学校	119	134	160	151	151	176	891	29
牛子小学校	58	68	55	64	69	72	386	13
高階小学校	106	139	116	108	131	110	710	24
高階南小学校	64	60	75	78	58	74	409	15
高階北小学校	120	96	106	87	103	87	599	20
高階西小学校	97	84	77	67	91	83	499	17
寺尾小学校	66	61	62	66	73	67	395	13
福原小学校	84	115	87	107	98	120	611	21
武蔵野小学校	103	114	119	113	96	111	656	22
大東東小学校	80	83	77	89	88	87	504	18
大東西小学校	70	96	75	85	92	88	506	17
霞ヶ関小学校	102	99	87	95	104	102	589	18
霞ヶ関南小学校	31	29	30	38	32	32	192	7
霞ヶ関西小学校	70	69	64	102	86	128	519	16
霞ヶ関北小学校	64	82	51	70	82	72	421	15
霞ヶ関東小学校	43	52	38	47	49	59	288	12
川越西小学校	51	77	70	82	84	79	443	16
名細小学校	75	80	95	107	101	87	545	19
上戸小学校	85	90	77	77	81	97	507	18
広谷小学校	48	45	59	57	60	74	343	13
山田小学校	95	107	95	113	101	119	630	21
合計	2,441	2,579	2,562	2,690	2,714	2,840	15,826	545

令和7（2025）年5月1日時点で、各中学校の通常学級に通う生徒数の最大は城南中学校の541人で、学級数は15学級です。最小は芳野中学校の136人で、学級数は6学級となっています。

【令和7（2025）年5月1日時点の生徒数・学級数の現況】

学校名	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	175	156	177	508	14
初雁中学校	151	153	173	477	13
富士見中学校	121	114	124	359	11
野田中学校	92	96	83	271	9
城南中学校	160	184	197	541	15
芳野中学校	47	49	40	136	6
東中学校	104	112	114	330	9
南古谷中学校	179	170	152	501	14
高階中学校	131	155	147	433	12
高階西中学校	78	96	82	256	8
寺尾中学校	138	111	128	377	11
砂中学校	124	110	138	372	11
福原中学校	136	133	121	390	12
大東中学校	144	166	200	510	14
大東西中学校	108	83	126	317	10
霞ヶ関中学校	146	134	134	414	12
霞ヶ関西中学校	121	131	129	381	12
霞ヶ関東中学校	106	107	118	331	9
川越西中学校	131	101	104	336	10
名細中学校	163	161	160	484	14
鯨井中学校	77	79	117	273	7
山田中学校	129	118	114	361	10
合計	2,761	2,719	2,878	8,358	243

出典：図表15及び図表16とも、令和7（2025）年5月1日現在の「学校基本調査」の「児童数」及び「生徒数」並びに「学級数」における「通常の学級」の計の数値（特別支援学級を含まない）。

(2) 今後の見込み（令和13年度・19年度）

令和7（2025）年度時点で小学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な6年後の令和13（2031）年度における各小学校の児童数を算出しました。その結果、児童数が多い順に並べると以下のようになります。なお、最小規模の学校である霞ヶ関南小学校と芳野小学校では、6学年のうち5学年で単学級化が予測されます。

【児童数・学級数の見込み】

学校名	令和7年度		令和13年度		増減	
	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)
南古谷小学校	891	29	773	26	-118	-3
仙波小学校	713	23	719	23	6	0
高階小学校	710	24	668	23	-42	-1
川越第一小学校	610	21	562	18	-48	-3
高階北小学校	599	20	557	18	-42	-2
泉小学校	509	18	549	18	40	0
霞ヶ関小学校	589	18	527	19	-62	1
福原小学校	611	21	523	17	-88	-4
大東東小学校	504	18	518	19	14	1
上戸小学校	507	18	473	18	-34	0
武蔵野小学校	656	22	469	17	-187	-5
新宿小学校	588	19	454	17	-134	-2
山田小学校	630	21	443	15	-187	-6
川越小学校	530	18	428	15	-102	-3
高階西小学校	499	17	417	15	-82	-2
大東西小学校	506	17	400	14	-106	-3
名細小学校	545	19	392	14	-153	-5
高階南小学校	409	15	378	13	-31	-2
大塚小学校	443	16	367	12	-76	-4
中央小学校	472	18	357	12	-115	-6
寺尾小学校	395	13	344	12	-51	-1
月越小学校	313	12	341	12	28	0
霞ヶ関西小学校	519	16	330	13	-189	-3
牛子小学校	386	13	320	12	-66	-1
川越西小学校	443	16	318	11	-125	-5
今成小学校	357	13	315	12	-42	-1
霞ヶ関北小学校	421	15	315	13	-106	-2
霞ヶ関東小学校	288	12	303	12	15	0
古谷小学校	386	13	269	11	-117	-2
広谷小学校	343	13	253	12	-90	-1
芳野小学校	262	10	170	7	-92	-3
霞ヶ関南小学校	192	7	153	7	-39	0
市立小学校全体	15,826	545	13,405	386	-2,421	-159

令和7(2025)年度時点で中学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な6年後の令和13(2031)年度及び令和19(2037)年度における各中学校の生徒数を算出しました。その結果、生徒数が多い順に並べると以下のようになります。なお、最小規模の学校である芳野中学校では、令和19(2037)年度には全学年の単学級化が予測されます。

【生徒数・学級数の見込み】

学校名	令和7年度		令和13年度		令和19年度		令和7年度から 令和19年度の増減	
	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	508	14	583	18	524	16	16	2
城南中学校	541	15	556	18	458	15	-83	0
大東中学校	510	14	582	18	406	13	-104	-1
寺尾中学校	377	11	482	15	382	12	5	1
高階中学校	433	12	466	15	378	12	-55	0
初雁中学校	477	13	498	16	362	11	-115	-2
富士見中学校	359	11	353	11	326	10	-33	-1
南古谷中学校	501	14	414	14	312	10	-189	-4
霞ヶ関中学校	414	12	360	12	309	10	-105	-2
野田中学校	271	9	328	10	297	9	26	0
砂中学校	372	11	372	12	291	9	-81	-2
名細中学校	484	14	441	13	285	9	-199	-5
霞ヶ関東中学校	331	9	298	10	253	9	-78	0
東中学校	330	9	298	10	236	8	-94	-1
鯨井中学校	273	7	270	9	225	9	-48	2
福原中学校	390	12	336	11	210	7	-180	-5
高階西中学校	256	8	283	10	201	8	-55	0
山田中学校	361	10	325	12	192	6	-169	-4
大東西中学校	317	10	234	8	184	7	-133	-3
川越西中学校	336	10	254	9	167	6	-169	-4
霞ヶ関西中学校	381	12	281	9	160	6	-221	-6
芳野中学校	136	6	116	5	78	3	-58	-3
市立中学校全体	8,358	243	8,130	234	6,236	180	-2,122	-63

出典:図表17及び図表18とも、令和13(2031)年度及び令和19(2037)年度の児童生徒数は、令和7(2025)年5月1日時点で、川越市に住民登録されている者から、平成22(2010)年4月2日から令和7(2025)年4月1日までの生年月日の者を抽出し、以後も異動することなしに学齢に達したと仮定して算出した数値(自然増減及び社会増減は考慮していない。)

協議事項(2)

川越市立川越高等学校の学校運営方針
(案) について

(学校管理課)

資料 1

川越市立川越高等学校における今後の「学校運営の方針」策定スケジュール（概要）

令和8年4月
学校管理課

	令和7年度						令和8年度					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
審議会	これまでに計8回実施。11/4に答申。											
検討委員会								5/7				
庁内会議 【学校運営の方針作成】			方針の具体的な内容についての審議と市高での検証。									
部長会議	報告											
庁議		報告						付議 5/29			報告 8/28	
パブコメ 【具体的な施策の意見】								意見公募				
教育委員会定例会		報告						協議 5/19			付議	
議会			報告					本日			文書配付	

川越市立川越高等学校 学校運営方針

— 創立 100 周年を迎え、次の 100 年を展望する —

令和 8 年 月

川越市教育委員会

はじめに

少子高齢化の進行に加え、コロナ禍を契機とした劇的なDX化や生成AIの進展は、労働力やコミュニティのあり方、さらには職業観や情報の信頼性に至るまで多大な影響を及ぼしており、これまでの正解が通用しない激動の時代の中に、こどもたちは置かれています。

国では、次期学習指導要領の改訂や「知の総和」向上の答申を通じ、教育の質・規模・アクセスの最適化を進めています。これにより、こどもたちが多様な他者と協働し、課題を発見・解決する力を育むことを目指しており、高等学校教育も社会の変化に対応した「知の拠点」として再定義が求められています。

こうした中、川越市立川越高等学校は、大正15年の創立以来、時代の流れを的確に読み変化しつつ「実学教育」を基盤とした教育活動を展開することで、県下で確固たる地位を築いてきました。そして令和8年度には、創立100周年という歴史的な大きな節目を迎えようとしています。

次の100年を見据えたさらなる教育の充実を図り、時代の要請と市民の期待に応えるため、令和5年3月に川越市教育委員会教育長から川越市立川越高等学校教育審議会に対し、学校運営の方針について検討するよう諮問がなされました。これを受け「川越市立川越高等学校の学校運営の方針について（答申）」が、令和7年11月に川越市教育委員会へ提出されました。

本方針は、この100周年を次の100年を見据えた新たな起点と位置づけ、川越市立川越高等学校教育審議会からの答申を踏まえて作成したものです。本方針のもと市民、生徒、保護者からの期待に応える学校運営を行ってまいります。

1 建学の主旨とこれまでの役割

本校は大正 15 年、当時県下随一の商業都市であった川越において、地元子弟に実践的な商業教育を施し、地域の将来を担う商業経営の後継者を育成することを目的に創立されました。創立以来、時代の激しい変遷や社会情勢の変化に機敏に対応しながら発展を遂げ、平成 14 年の校名変更、学科再編を経て普通科と商業科を併せ持つ現在の体制となっても、本市唯一の市立高校として「心身ともに健全で進取の気性に富む人物を養成、個性を伸ばすとともに協調的精神を養成、職業を通じて社会に貢献しようとする人物の育成」という教育目標をその役割の中核に据えています。

こうした教育目標のもと、県内唯一である全学年少人数学級の利点を活かして大学進学実績を伸ばし続ける普通科教育と、簿記や情報処理等の検定試験において県内トップレベルの実績を誇るスペシャリストの養成のための商業科教育との両輪を通じて、生徒一人ひとりの個性を伸ばし多様な進路実現を支援してきています。さらに、全国レベルで活躍する部活動を通じて「川越市」の名を広く発信する広報的役割を担うとともに、自治体、企業、大学、小中学校との連携を深めることで、地域課題の解決に挑む探究学習や社会貢献活動を推進し、地域社会の発展に寄与する「本市が設置する市立高校」としての使命を果たしています。

創立 100 周年という大きな節目を迎える現在、本校はこれまでの輝かしい歴史と伝統を継承しつつ、グローバル化や ICT 活用といった新たな時代の要請に応える質の高い教育を展開し、次代を担う人材を育むことで市民の期待に応え続けるという極めて重要な社会的責任を負っています。



2 本校を取り巻く環境と課題

本校は、令和8年に創立100周年という大きな節目を迎える一方で、少子化の進行や大学進学率の向上、さらには私立高校の授業料無償化や県立高校の統廃合といった激しい競争環境に置かれており、普通科が県内屈指の高い志願倍率を維持する一方で、商業科を志望する生徒の減少が顕著になるなど、時代の変化に伴う学科間の志願動向の差が生じているほか市内生の相対的な減少も課題となっています。

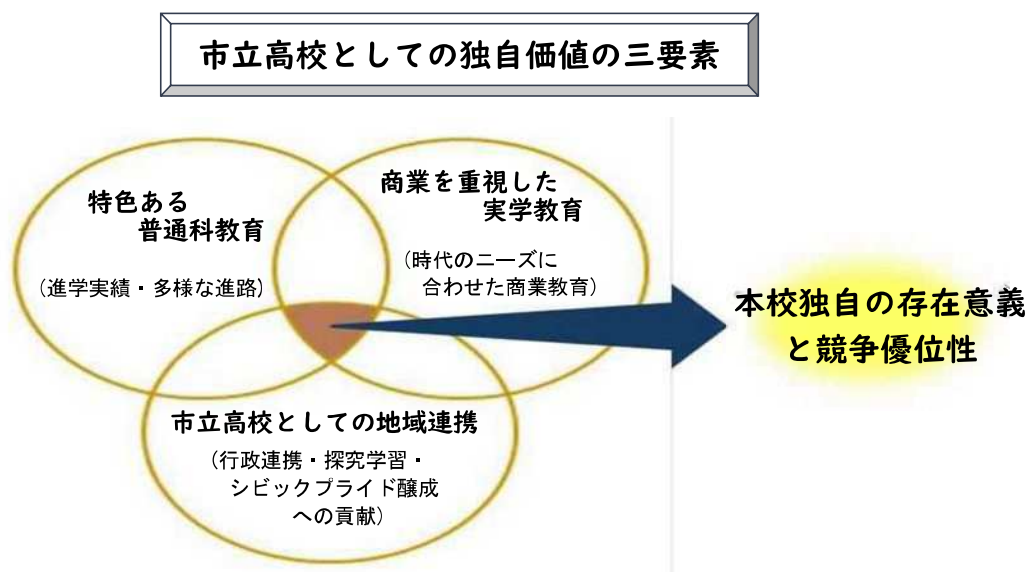
このような状況下において、創立以来の伝統である「実学教育」を現代の要請に合わせて再定義し、商業科を本校の強みをさらに発展させるものとすることや、地域企業と連携して地域課題の解決に挑む「探究学習」の充実を図ることで、市立高校としての独自の価値（競争優位性）を確立することが求められています。さらには、大学進学ニーズの高まりに応えるために大学受験における一般入試と推薦入試の双方に対応できるきめ細かな進学指導の必要性などを踏まえ、変化の激しい社会を生き抜く資質・能力を育む「本市が設置する市立高校」としての役割をより強固なものにするための多角的な改革が求められます。

3 新たな使命

大正15年の創立以来、商都川越の発展を支える実学教育の伝統を脈々と受け継いできた歩みを基盤としつつ、令和8年に迎える創立100周年という歴史的な節目を次の100年へ向けた新たな起点と位置づけ、グローバル化の加速やICT・AI技術の劇的な進展といった急激に変化する社会情勢や多様化する市民の期待に的確に対応していくことが求められます。こうした期待に応えるため本校の新たな使命は、「特色ある普通科教育」と「商業を重視した実学教育」が持つ教育的価値を現代的な視点から見直すことで、本市唯一の市立高校としての独自の存在意義や他校にはない強力な競争優位性を確立し、教育目標を達成することにあります。

さらには、少子化が進む中、優秀な人材の確保は地域の活性化に不可欠であり、まちづくりを進める上で若者の意見を把握し施策に取り入れていくことは

ますます重要となっていくと考えられます。このような中、本市が行政や企業との連携窓口となる市立高校を有していることは大きなアドバンテージとなります。こうした視点から本校が行政、企業や大学、小中学校との連携を強化し地域課題の解決に挑む探究活動を行い、広範な社会貢献を推進することで地域社会の発展に寄与していくことも重要な使命です。さらには、各種部活動が盛んな本校は生徒の活躍により本市の名を全国に広めるとともにシビックプライドの醸成にも大きな役割を果たすことが期待されていると言えます。



4 スクール・ミッション

次の 100 年を見据え、これらの市立高校としての独自価値の三要素と本校独自の存在意義、競争優位性を踏まえ、スクール・ミッションを次のとおりとします。

高等普通教育と商業に関する専門教育を行う川越市立の高等学校として、
 生徒の個性を伸ばし、地域に根ざした協調的精神を育む
 実践的な教育活動を通して、
 確かな学力や高い専門性を備え、
 心身ともに健全で進取の気性に富み、
 職業を通じて社会に貢献しようとする人物を育成します。

5 本校の4つの将来像

ミッションを実現するための
「4つの将来像」



I 【 魅力的な教育 】 特色ある普通科教育と商業を重視した実学教育を行う学校

伝統継承と多様な進路実現に向け、普通科での授業の充実、商業教育の充実や英語力の向上、商業科での資格取得の充実を図ります。また、先の見えない社会を生き抜く人財を育成するため、本校の特色を生かした商業科の改編、教育課程の改善や探究学習の取り組みの深化、ICT 活用能力の育成等と併せて、きめ細かな進路指導、活発な部活動支援、さらには生徒の希望進路の実現のため、大学等への進学や就職等に向けて支援する体制を構築します。

II 【 選ばれる学校 】 入試改革と生徒募集強化により受検生から選ばれる学校

本校への入学意欲等を重視する特色選抜の導入や川越市在住の中学生を対象とする地域特別選抜の継続といった取組を進めます。また、市内小中学校との連携による魅力発信やニーズを捉えた体験会の実施、さらにはスクール・ミッションの周知や組織的な募集活動を強力に推進することで、受検生や保護者から信頼され、選ばれる学校としての地位を確立していきます。

Ⅲ 【開かれた学校】 地域社会や大学等と連携し市民の期待に応える開かれた学校

本市をはじめとする近隣自治体と連携し、イベントへの参加や、小中学校や市立特別支援学校との交流を推進するとともに、地域社会や大学等との連携を進めます。大学との連携による出張講義や、地元企業・商店街と協力した職業教育を実施するほか、探究学習を通じて地域課題の解決に挑む授業を展開するなど、市立高校の役割を意識した地域社会と相互に高め合う「開かれた学校」の役割を強化し、市民からの期待に応えます。

Ⅳ 【支える基盤】 充実した学校生活を支える持続可能な学校経営

生徒が主体的に学校行事に関わる仕組みづくりにより、生徒の自主性と協調性を育むとともに、生徒がより安心して学校生活を送ることができるよう、各種支援・相談体制を整えます。また、本市姉妹都市との交流により国際的視野などを身に着ける取組を進めます。教職員の働き方改革を進め、教育活動の質を高めるとともに生徒指導の充実をはかることで充実した学生生活を支えます。さらに、地域ニーズに応える中高一貫校の検討を進めるなど、時代の変化に対応した持続可能な学校経営の基盤を構築します。

6 本市とともに発展する市立高校



4つの将来像は単独の施策ではなく、学校・市民・地域が一体となり、互いの価値を高め続ける「好循環のサイクル」こそが、次の100年への原動力です

参 考

令和 7 年 1 1 月 4 日

川越市教育委員会
教育長 新保 正俊 様

川越市立川越高等学校教育審議会
会長 青木 勇藤

川越市立川越高等学校の学校運営の方針について（答申）

本審議会は、令和 5 年 3 月 2 8 日付けの諮問に応じ、川越市立川越高等学校の学校運営の方針に関し、これまでに計 8 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねてきた。その中で、本校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校像を示すために、スクール・ミッションを明確にした。

スクール・ミッション

普通教育と商業に関する専門教育を行う川越市立の高等学校として、生徒の個性を伸ばし、協調的精神を育む実践的な教育活動を通して、確かな学力や高い専門性を備え、心身ともに健全で進取の気性に富み、職業を通じて社会に貢献しようとする人物を育成します。

次に、前回の審議会からの答申に基づく施策について、実施状況及び進捗状況を把握し、その効果について検証した。検証結果から本審議会にて協議すべき事項として、以下の 3 つの課題を審議することとなった。

3 つの課題

- ・ 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実について
- ・ 入試改革と生徒募集について
- ・ 市内企業、大学等と連携した取組について

また、令和 8 年度に創立 100 周年を迎えるにあたり、次の 100 年を見据え、さらなる教育の充実を図るためには、時代の変化を踏まえた教育課程を編成することが重要であり、先進校視察として、山形市立商業高等学校を訪れ、教育課程の編成、商業系学科再編に係る調査を行った。

近年、本校の生徒募集の状況は、令和 7 年 10 月 1 日時点の県内中学校 3 年生を対象とした進路希望状況調査で、普通科を希望する倍率が県内 2 位を獲得するなど、良好である。しかし、商業科を希望する生徒数の減少、私立高校の授業料無償化、県立高校の統廃合など、本校の運営に影響を及ぼすと推測される様々な問題が存在する。

以上のことから、魅力ある学校づくりを推進することは喫緊の課題であり、今後の学校運営の方針を策定するにあたり、3 つの課題について、別添資料を作成したので、実施されるよう答申する。

川越市立川越高等学校の学校運営の方針について

令和 7 年 1 1 月

川越市立川越高等学校教育審議会

1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実について

(1) 教育課程の改善

普通科について、現状では3年次から文系と理系を分けているが、2年次から緩やかな文理分けとして、選択科目を開設し、特に、一般入試を希望する生徒は、3年次から文系と理系を可能な範囲でまとめて、クラスを編成する。

(2) 商業科目の充実

普通科は平成14年度に設置されたが、大正15年の開校当時から、商都川越の商業経営後継者の育成を目的としてきた本校において、商業の分野を学ぶことは大変貴重な経験となるため、普通科における商業系科目の選択を充実させる。

(3) 学科の一部再編

埼玉県公立高等学校において、初のスポーツに関連した商業学科として、令和10年度入学者から「国際経済科」を「スポーツビジネス科」に名称変更する。

また、商業系のスポーツビジネス等に関連した科目を開設する。

(4) 資格取得の推奨

本校商業科を支えてきた大きな柱として、商業資格取得の実績があり、全国商業高等学校協会主催の検定試験において、3種目以上の1級取得者のさらなる増加を目指すとともに、進学や就職に役立つ商業系の資格をより多く取得させる。

(5) 英語力の強化

英語4技能5領域をバランス良く学び、グローバル化に対応したコミュニケーション能力を身につけるために、外国語指導助手の活用、課題解決型学習の実践、習熟度別指導の導入など、英語力を伸ばすための指導を拡充する。

(6) 探究学習の取組

「総合的な探究の時間」において、川越市の課題など本市に関連したテーマを主題とし、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を踏まえ、市内企業との連携、生徒の課題発表を通じて、地域課題解決の提案に取り組む。

(7) 情報技術（ICT）活用能力の育成

生徒がタブレット端末を所持している状況下で、自らの学習や社会生活に役立てる力を育むために、教員がICTを学習ツールとして使いこなせるように指導するとともに、情報モラルや情報セキュリティに関する教育を行う。

(8) 進学指導の充実

一般入試と推薦入試の両方に対応できる進学指導を目指し、生徒の自己理解を深めるための自己分析、適性検査、個別面談等を実施した上で、学習指導、小論文指導、面接指導等を行い、生徒一人ひとりに合った進学指導をする。

(9) 就職指導の支援

就職活動を行う際、就職希望者それぞれの適性に合った就職先を見つけるために必要な知識や情報を提供するとともに、就職を選択することの強み、自立することの意義などについて理解を深めさせ、就職決定に向けた丁寧な指導をする。

(10) 部活動の活性化

本校の魅力の一つは、生徒が自分の好きな教科の力を伸ばし、部活動など自分の得意な分野に打ち込むことにある。部活動は、学校の活性化に資する力を持っているため、どの部活動も積極的に活動できるよう支援する。

2 入試改革と生徒募集について

(1) 特色選抜の導入

受検生が提出した自己評価資料を参考に、本校への意欲等を重視した面接を実施し、特色選抜においては、面接の配点を高くするなど、本校の目指す学校像、及び入学者の受入れに関する方針に沿った選抜を導入する。

(2) 地域特別選抜の継続

文化・スポーツ等に優れた生徒を地域において育成するという地域特別選抜は、埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項に則り、川越市在住の中学生を対象に継続して実施すべきである。詳細は、埼玉県教育委員会と協議の上、決定すること。

(3) 生徒募集の強化

各科の募集人員の安定的な確保のために、生徒や保護者のニーズを把握した学校説明会や本校への理解を深める部活動体験会などを企画し、他校にはない本校の特色や強みを明確に打ち出して、生徒募集につなげる。

(4) 校種間連携の推進

本校を知ることによって将来的な生徒募集につながる取組となるよう、市内小中学校との連携として、進路ガイダンスや生徒会による高校生活紹介、理科実験やスポーツ教室などの学校体験会を今後も積極的に実施し、本校の魅力を発信する。

3 市内企業、大学等と連携した取組について

(1) 市内企業との連携

明日の川越の産業界を担う人材を育成するため、地域の企業や商店街等と連携して、職業教育や職場体験を行い、専門的な知識、技能の習得とともに、専門分野への関心や職業意識の向上を図る。

(2) 本市イベントへの参加

本市が主催するイベントについて、関係課と連携し、生徒会や部活動の生徒を中心に、希望する生徒から協力を得てイベントに参加することにより、生徒が多様な人々と交流し、社会性を育むことで社会貢献を実感し、地域社会への理解を深める。

(3) 大学等との連携

高校生が大学レベルの教育研究に触れることは、大変意義のあることであり、大学等の教員が本校に出向き、専門的な知識や経験を伝えるような、様々な分野の大学出張講義（出前授業）を実施することで、生徒の学習意欲の向上に繋げる。

(4) 教育連携の推進

協定を締結した大学等と教育連携を推進し、生徒の主体的な活動に繋げるために、オープンキャンパスの活用、高大連携講座への参加、部活動の大学施設の利用などを通じて、高校生が大学で学ぶ機会を作り、進路に対する意識を高める。

(5) 地域貢献の拡大

小学生の勉強を補助する放課後子ども教室への参加、特別支援学校の生徒との交流、野球部の生徒による地域清掃活動などは、自己成長や社会性を養う貴重な経験となるため、地域貢献につながる活動をより一層広げていく。

4 その他

(1) 国際交流の推進

本市の姉妹都市、米国オレゴン州セーレム市のノースセーレム高校と派遣・受入を行っているが、生徒の特長や多様性を踏まえ、世界で通用する教養、国際的視野、コミュニケーション能力等を身につけるために、さらなる国際交流を推進する。

(2) 生徒主体の学校行事

学校行事は、自主性や協調性を育み、学校生活に秩序と変化を与えるため、文化祭、体育祭、修学旅行などを実施しているが、生徒が主体的に学校行事の運営に関わることで、魅力ある学校づくりにつなげる。

(3) 安心できる居場所づくり

生徒がより安心して学校生活を送ることができるように、教室、保健室、図書室など安心感を持てる場所を確保し、スクールカウンセラーの活用や担任以外の教員にも相談できる体制を整える。

(4) 生徒指導の充実

生徒指導は、生徒の自己実現を支援し、社会性の発達を促し、人権感覚を育成するために必要であり、交通安全指導、身だしなみ指導、生活指導などを通じて、問題行動の未然防止につながるように、時代の変化に応じた適切な指導をする。

(5) 中高一貫校の設置

6年間の教育課程で子どもたちの能力を向上させ、進学実績を伸ばすためには、中高一貫校を検討した方が良い。また、公立の中高一貫校は市民からのニーズもある。さらに、附属中学校を目指す児童が増えることで、市内の小学生の学習意欲が向上し、結果として川越市全体の学力向上につながる可能性がある。

過去の検討会議を参考に、出願条件は川越市在住、本校普通科への進学を基本とし、実施形態は併設型で、本校の敷地に中学校の校舎を建設することが望ましい。

(6) 教職員の働き方改革

時間外在校等時間について、月 45 時間以内、及び年 360 時間以内を目標に、管理職を含めた教員一人当たりの業務量の削減と業務の効率化を推進すべきである。

そのためには、埼玉県教育委員会と連携して、新採用教員の採用、本採用教員の人事異動を進めるとともに、本校所属の教員は、10 年を目途に県立高校への異動のサイクルを確立することが適切である。

なお、教頭について、現在の超過勤務の状況を考慮すると複数配置が望ましい。

5 要望事項（今後の「学校運営の方針」の作成にあたって）

（１）本校での検証

意見書にある具体的な施策について、実現可能かどうかを含めて本校で十分検証するとともに、進路指導、学習指導、生徒指導、部活動指導等の現状と課題を分析し、その結果を報告書として、本校から川越市教育委員会へ提出すること。

（２）庁内会議等の意見

本校からの報告書を基に、学校管理課が主導し、関係する課を招集して、本校が目指す姿とそれを達成するための具体的な方策を検討する。また、その際には意見公募を実施し、市民からの意見を参考にすることにも留意すること。

（３）学校運営の方針の作成

スクール・ミッション、スクール・ポリシー等、育成すべき資質・能力を明確にした上で、「重要と考えられる視点」、「根本的な考え方である理念」などを提示し、川越市教育委員会として、今後の「学校運営の方針」を作成すること。

（４）質の高い教育

教員の資質として大切なことは、生徒への深い愛情と人間的な魅力、そして教育者としての使命感である。「学校運営の方針」については、変化する社会に対応しながら教育の質を高めるための長期的な目標として策定すること。

資料

1 諮問



令和5年3月28日

川越市立川越高等学校教育審議会会長 様

川越市教育委員会教育長 新保 正俊

川越市立川越高等学校の学校運営方針について（諮問）

川越市立川越高等学校は、大正15年、商業都市川越の商業経営後継者の育成を目的に「埼玉県川越商業学校」として創設されました。以来97年、時代の変化に機敏に対応し、移転や校名変更、学科転換等の変遷を経ながら、普通科と商業系学科とを併せ持つ、県下に誇る市立高等学校として、その地位を築いてまいりました。

令和8年に創立100周年を迎えるにあたり、前回の審議会からの答申に基づく施策について、実施状況及び進捗状況を把握し、その効果について検証するとともに、次の100年を見据えさらなる教育の充実を図り、時代の要請と市民の期待に応えるため、学校運営の方針について貴審議会の御意見（答申）を諮問します。

2 審議会条例

○川越市立川越高等学校教育審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第九十二号

(設置)

第一条 川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するため、川越市立川越高等学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 市内の公共的団体等の代表者
- 三 学校教育関係団体の代表者
- 四 関係行政機関の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、学校教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 川越市立川越高等学校教育審議会名簿

選出基準	氏名	選出母体等
学識経験者	青木 勇藤（会長）	元埼玉県立川越高等学校長
	三原 孝志（R4, 5, 6） 小瀬 博之（R7）	東洋大学総合情報学部教授
	大野 好司	尚美学園大学 スポーツマネジメント学部教授
	若林 圭（R4, 5） 高原 央明（R5, 6, 7）	埼玉りそな銀行川越支店長
	長谷部 辰夫	関東信越税理士会川越支部顧問
	蘆田 章吾	株式会社ベネッセコーポレーション 東日本教育支援推進部長
市内の公共的 団体等の代表者	小川 修一郎（R4, 5, 6） 吉田 幸果（R7）	川越商工会議所議員
	永島 慎太郎（R4, 5） 山本 翔吾（R6） 千田 明寛（R7）	川越青年会議所副理事長
	山崎 紀子（R4） 村上 重仁（R5） 原田 正則（R6） 横山 敦子（R7）	川越市小学校長会長
	内野 博紀（R4） 田中 晃（R5） 長井 正邦（R6） 浅野 聡（R7）	川越市中学校長会長
学校教育関係 団体の代表者	目黒 道明（R4） 深野 友也（R5） 小高 竜太郎（R6） 小菅 正章（R7）	川越市立川越高等学校PTA会長
	木村 昌幸（副会長）	川越市立川越高等学校同窓会長
	栗名 裕美子（R4） 中村 美穂（R5, 6） 小島 貴裕（R7）	埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 主幹兼主任指導主事

（委嘱機関：令和5年3月28日（R4年度）～令和7年11月30日（R7年度））

4 川越市立川越高等学校教育審議会開催状況

日程	議題等
第 1 回 令和 5 年 3 月 28 日	1 諮問（審議会設置の趣旨説明） 2 市立川越高等学校の現状と課題
第 2 回 令和 5 年 7 月 12 日	1 学校運営の方針についての課題の整理 2 今後の教育審議会に取り上げたい議題の検討
第 3 回 令和 6 年 1 月 17 日	1 入試改革と生徒募集 2 今後の教育審議会に取り上げたい議題の検討
第 4 回 令和 6 年 7 月 10 日	1 先進校視察の報告 2 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実
第 5 回 令和 6 年 10 月 15 日	1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実 2 市内企業、大学等と連携した取組
第 6 回 令和 7 年 1 月 21 日	1 特色ある普通科の教育と商業を重視した実学教育の充実 2 市内企業、大学等と連携した取組 3 スクール・ミッションとスクール・ポリシー
第 7 回 令和 7 年 7 月 8 日	1 答申案 2 中高一貫校 3 教職員の働き方改革
第 8 回 令和 7 年 10 月 14 日	1 答申案 2 中高一貫校